

朝日山地森林生態系保護地域 管理計画書



平成 15 年 3 月設定
平成 23 年 2 月変更
平成 26 年 6 月変更

東北森林管理局・関東森林管理局

目 次

1 朝日山地森林生態系保護地域を設定する目的	-----	1
2 森林生態系保護地域の位置及び区域	-----	1
(1) 位 置		
(2) 区 域		
3 保存地区及び保全利用地区の位置及び面積	-----	4
(1) 保 存 地 区		
(2) 保 全 利 用 地 区		
4 保存を図るべき生物等に関する事項	-----	9
(1) 自 然 環 境		
(2) 植 生		
(3) 動 物		
5 森林生態系保護地域の管理・利用に関する事項	-----	13
(1) 保 存 地 区		
(2) 保 全 利 用 地 区		
6 その他の留意事項	-----	14

参考資料

資料1 朝日岳周辺森林生態系保護地域（仮称）設定委員会設置要領

資料2 設定委員会検討経過

1 朝日山地森林生態系保護地域を設定する目的

朝日連峰は、日本海側型東北(雪国)気候区に属する隆起山地であり、大朝日岳を主峰とする主稜線といくつかの支稜は非対称山稜を呈している。

この地域の主要部分は、人為の介入がほとんどなく、我が国最大規模のブナ林等原始的な自然状態が維持されていることに加え、低地から高山帯まで広範な植生帯が存在し、亜高山帯針葉樹林を欠き低木林が発達する豪雪地特有の植生が見られるなど、変化に富んだ種々の生態系が展開し、多様な動植物が生息・生育している。

これらの原始的な森林生態系を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資するため、朝日山地森林生態系保護地域を設定する。

2 森林生態系保護地域の位置及び区域

(1) 位置

山形県鶴岡市田麦俣外1字六十里山外7国有林

〃 〃 大鳥外2字檜原外13国有林

〃 西村山郡朝日町大字立木外5字朝日岳外49国有林

〃 〃 大江町大字貫見字水無外18国有林

〃 〃 西川町大字大井沢字中山外18国有林

〃 〃 〃 大字月山沢外3字月山外19国有林

〃 西置賜郡小国町大字石滝外2字足駄山外4国有林

〃 〃 〃 大字金目字脇ノ沢外2国有林

〃 〃 〃 大字沼沢字大堂峰外2国有林

〃 長井市大字寺泉字角檜国有林

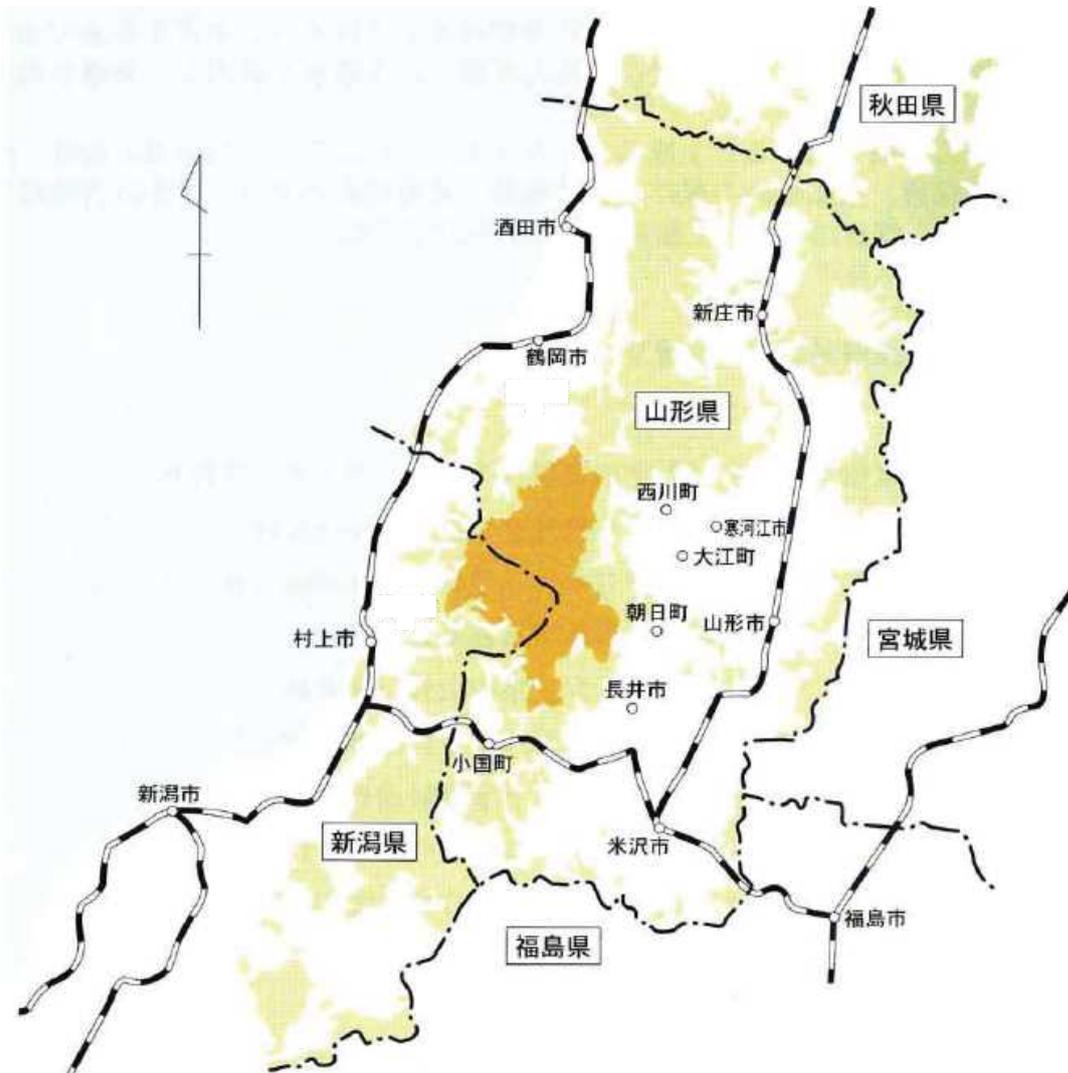
〃 〃 大字平野字不割外6国有林

新潟県村上市三面字三面山国有林

〃 〃 〃 字岩井又国有林

〃 〃 岩崩字雑木平国有林

朝日山地森林生態系保護地域位置図



凡	例
森林生態系保護地域	
国 有 林	
県 境	

(2) 区域

表-1 のとおり

表-1

県	地域名	面積 (ha)	林 小 班
山 形 県	鶴岡市	69,948.34	77全,78全,79全,80全,81全,82全,83全,84全,85全, 86全,87全,88全,89全,90い,ろ,91お,92い,ろ,106全, 107全,109全,110全,111全,112全,113全,114全,115全, 116全,119全,120全,121全,122全,123全,127全
	朝日町		12全,13全, 14い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,り,ぬ,る,イ,口, 15い,ろ,は,に,ほ,イ, 16全,17全,18全,19全,20全,21全,22全,23全,24全, 25全,26全,27全,28全,29全,30全,31全,32全
	大江町		52全,53全,54全,55全,56り,る,わ,イ
	西川町		78は,は ₁ ,に,ほ,へ,79全,80全,81全,86全,87全, 88全,93全,97お,98全,99全,100く,103全,106全, 107全,108全,111全
	小国町		1全,2全,3全,4全,5全,6の,11全,12い,い ₁ ,い ₂ ,い ₃ , い ₄ ,い ₅ ,い ₆ ,ろ,ろ ₁ ,ろ ₂ ,ろ ₃ ,は,は ₁ ,13に,に ₁ ,に ₂ ,に ₃ , ほ,ほ ₁ ,ほ ₂ ,ほ ₃ ,ほ ₄ ,14お,32 I 全,32 II へ,ぬ,33い, ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,34全,35り,ぬ,る,37ね,なら, 51 I 全
長井市	253全,254全,255全		
新 潟 県	村上市		1074全,1075全,1076全,1086全,1087全,1088全,1089全, 1089 I 全,1090全,1091全,1092全,1093全,1094全, 1095全,1096全,1097全,1098全,1099全,1100全,1101全, 1102全,1103全,1104全,1105全,1106全,1107全,1108全, 1109全,1110全,1111全,1112全,1113全,1114全,1115全, 1116全,1117全,1118全,1119全,1120全,1121全,1155全, 1156全,1157全,1158全,1159全,1160全,1163い,ろ,1164 ろ,イ,1165ほ,イ ₂ ,イ ₃ ,1166い ₁ ,ろ,は,1167い,ろ,は,に,ほ,へ,と, 1168全,1169全,1170全,1171い,ろ,は,に ₁ ,に ₂ ,1172い,ろ,は, に,ほ,1173い,ろ,は,1174い,ろ,に ₁ ,に ₂ ,に ₃ ,に ₄ ,に ₅ ,1175い,は, イ ₁ ,イ ₂ ,イ ₃ ,1176い,1177全,1178い ₁ ,ろ,は,に,ほ,へ,と ₁ ,と ₂ ,と ₃ , 1179全,1180全,1181全,1182全,1183全,1184全,1185全, 1186い,ろ,は,1187全,1188全,1189全,1190全,1191全, 1192い,は ₁ ,は ₂ ,は ₃ ,は ₄ ,は ₅ ,1193全,1194全,1195全,1196い, ろ,は,に ₁ ,に ₂ ,に ₃ ,に ₄ ,1197全,1198全,1199全,1200全, 1201全,1202全,1203全,1206全,1207全,1208全,1209全, 1210全,1211全,1212全,1213全

3 保存地区及び保全利用地区の位置及び面積

(1) 保存地区

保護地域の中で、原生的な状況を呈する林分であって、森林生態系の厳正な維持を図る地域として、植物群落の多様性、動植物の分布状況等森林生態系を確保するために必要な広がり considering して設定する。

区域及び面積は表－ 2、図－ 1 のとおり

(2) 保全利用地区

原則として、保存地区と同質の天然林であり、保存地区の森林に、外部の環境の変化が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすため、次の事項に考慮して設定する。

- ア 地元利用の状況
- イ 公園計画における管理利用の状況
- ウ 林相、地形等の自然的条件

区域及び面積は表－ 3、図－ 1 のとおり

表－２ 保存地区の面積及び林小班

県	地域名	面積 (ha)	林 小 班
山 形 県	鶴岡市	27,829.03	80口, 81は,イ, 84イ, 85全, 86い,い ₁ ,イ,イ ₁ ,口, 87に, 111ほ, 112に,ほ, 113イ, 114ほ,イ,口,ハ,ニ
	朝日町		24全,25全,26全, 27ほ,イ,口
	西川町		80イ,口,ハ, 87ろ,に,ほ,へ,と,ちり,イ,口,口 ₁ ,ハ, 88ろ,イ,口, 93ほ,へ,イ,口,ハ, 98は,に,ほ,イ,口,ハ, 99に,イ, 103は,イ, 107ろ,イ,口
	小国町		1全, 2ろ,は,イ
	長井市		255口
新 潟 県	村上市		1075全,1076全,1088全,1091全,1092全,1093全, 1094全,1095全,1098全,1099全,1100全,1101全, 1102全,1104全,1105全,1106全,1107全, 1108い, 1109全,1110全,1111全,1112全,1113全,1114全, 1115全,1116全,1117全,1118全,1119全,1120全, 1121全,1187全,1188全,1189全,1190全,1191全, 1198全,1199全,1200全,1201全,1202全,1203全, 1209全,1210全,1211全,1212全,1213全

表－3 保全利用地区の面積及び林小班

県	地域名	面積(ha)	林 小 班
山 形 県	鶴岡市	42,119.31	77全,78全,79全, 80い,い ₁ ,ろ,は,イ, 81い,ろ, 82全,83全, 84い,い ₁ ,い ₂ ,ろ,は,に,ほ,ほ ₁ , 86ハ, 87い,ろ,は, 88全,89全, 90い,ろ, 91お, 92い,ろ, 106全,107全,109全,110全, 111い,ろ,は,に,イ, 112い,ろ,は, 113い,ろ,は,に,ほ,へ,と,と ₁ ,ち,り,口,ハ,ハ ₁ , 114い,ろ,は,に,へ,と,ホ,へ,ト, 115全,116全,119全,120全,121全,122全,123全, 127全
	朝日町		12全,13全, 14い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,り,ぬ,る,イ,口, 15い,ろ,は,に,ほ,イ, 16全,17全,18全,19全,20全,21全,22全, 23全, 27い,ろ,は,に, 28全,29全,30全,31全,32全
	大江町		52全,53全,54全,55全,56り,る,わ,イ
	西川町		78は,は ₁ ,に,ほ,へ, 79全, 80い,ろ,は,に,ほ,へ,二, 81全,86全, 87い,は,二, 88い,ハ, 93い,ろ,は,に,と, 97お,98い,ろ, 99い,ろ,は, 100く, 103い,ろ, 106全, 107い, 108全,111全

県	地域名	面積 (ha)	林 小 班
山 形 県	小国町		2い 3全,4全,5全, 6の, 11全, 12い,い ₁ ,い ₂ ,い ₃ ,い ₄ ,い ₅ ,い ₆ ,ろ,ろ ₁ ,ろ ₂ ,ろ ₃ ,は,は ₁ , 13に,に ₁ ,に ₂ ,に ₃ ,ほ,ほ ₁ ,ほ ₂ ,ほ ₃ ,ほ ₄ , 14お, 32 I 全, 32 II へ,ぬ, 33い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち, 34全, 35り,ぬ,る, 37ね,なら, 51 I 全
	長井市		253全,254全, 255い,ろ,は,に,ほ,へ,と,イ
	村上市		1074全,1086全,1087全,1089全,1089 I 全,1090全, 1096全,1097全,1103全, 1108イ, 1155全,1156全,1157全,1158全,1159全,1160全, 1163い,ろ, 1164ろ,イ, 1165ほ,イ ₂ ,イ ₃ , 1166い ₁ ,ろ,は, 1167い,ろ,は,に,ほ,へ,と, 1168全,1169全,1170全, 1171い,ろ,は,に ₁ ,に ₂ , 1172い,ろ,は,に,ほ, 1173い,ろ,は, 1174い,ろ,に ₁ ,に ₂ ,に ₃ ,に ₄ ,に ₅ , 1175い,は,イ ₁ ,イ ₂ 内,イ ₃ , 1176い, 1177全, 1178い ₁ ,ろ,は,に,ほ,へ,と ₁ ,と ₂ ,と ₃ , 1179全,1180全,1181全,1182全,1183全,1184全,1185全, 1186い,ろ,は, 1192い,は ₁ ,は ₂ ,は ₃ ,は ₄ ,は ₅ , 1193全,1194全,195全, 1196い,ろ,は,に ₁ ,に ₂ ,に ₃ ,に ₄ , 1197全,1206全,1207全,1208全

4 保存を図るべき生物等に関する事項

(1) 自然環境

ア 気 象

当地域の気候は、冬期積雪量の多い日本海側型東北（雪国）気候区に属する。

年平均気温は、最寄りの気象観測所のデータからみると、大朝日岳の山頂では -1.6°C と推定される。

年間降水量は、概ね 2,000 ～ 3,100 mm 程度と推定され、冬季及び梅雨期に多くなっている。

積雪は、標高約 550 m の朝日鉱泉付近では 4 m を超える積雪があるとされていることから、これより更に標高の高い朝日岳稜線一帯は 5 m を超える積雪があるものと推定される。

イ 地形・地質

当地域の地形的な特徴は、地塊山地であり、台形をなしている。

主稜及び大きな支稜の尾根すじは山頂緩斜面が広く発達しており、所々に周氷河地形が見られる。また、季節風に伴う積雪によって西緩東急の非対称地形を呈しているのも特徴となっている。

河谷部については、いずれも急勾配であり、瀑布や激流が所々に見られる。

当地域の地質は、中心部は成因・産出時代は異なるものの数種の花崗岩質岩石であり、周辺部は二畳紀にできあがった粘板岩・砂岩と第三紀層であるグリーンタフによって構成されている。

ウ 土 壌

当地域の土壌は、厳しい気象条件に加えて雪崩れ等が頻繁に発生することから、植生の繁茂が阻まれ基岩が露出したまま岩石地が広範囲に分布する。幸い植生が進入した場所でも有機物の分解が遅く強酸性のポドゾル化傾向を示している。

標高の比較的低い箇所では有機物の分解によって腐食層が発達した褐色森林土が見られる。

(2) 植 生

ア 植生概況

ブナを主体とする山地帯(冷温帯性)落葉広葉樹林がその自然植生の主要な部分を被っている。

下生層には共通して、ハイイヌガヤ、ヒメアオキ、ハイイヌツゲ、エゾユズリハ、ヒメモチ、ユキツバキ、ツルシキミなど日本海要素の常緑伏状低木を含んでいる。

植生分布上からみると、加えて山地帯の上部に発達した亜高山帯針葉樹林の成立を見ない、いわゆる偽高山帯と呼ばれる帯域を有し、高度の上昇とともに、ミネカエデ、ナナカマド、ミヤマナラなどの亜高山帯落葉低木林に移行し、更には地形的条件次第ではチシマザサ草原、雪田草原が展開する。これは鳥海山、月山、飯豊山などの日本海側多雪山地の植生分布の特徴に共通する。

海拔高 1,200 m以下の低地はブナ林が優占するが、特に雪崩のつきやすい斜面はタニウツギ、ヒメヤシャブシの低木群落が発達する。当地域の特徴として、雪崩植生の地積は顕著である。ほかには河岸ハトチノキ、サワグルミが優占する溪谷林が、急斜面に突出する尾根や凸型地形にはクロベ、キタゴヨウの針葉樹林が発達する。

海拔高 1,200 ~ 1,400 m以上の高地の斜面は、ナナカマド・ミネカエデ、ミヤマナラ、チシマザサなどの低木群落からなる偽高山帯が成立する。

海拔高 1,600 m以上の高地は、ハイマツ、ヤハズハンノキ、雪田植物、高山ハイデ、風衝草原などの群落が発達する。

当地域の自然状態の多様性が反映しているものと考えられるが、植物相も豊富で、既往調査結果によれば、維管束植物の数はシダ植物 68 種、種子植物 552 種が記録されている。

イ 朝日山地に出現する主な植物群落

植生区分	群落名
1 高山帯自然植生	1 高山低木群落 (1a) ハイマツ群落 (1b) ヤハズハンノキ群落 2 高山ハイデ・風衝草原 (2a) コメバツガザクラ・ミネズオウ群落 (2b) コケモモーガンコウラン群落 (2c) ミヤマウスユキソウ群落 3 雪田草原 (3a) アオノツガザクラ群落 (3b) ヒナザクラ・ショウジョウスゲ群落 (3c) ヌマガヤ・イワイチョウ群落
2 亜高山帯自然植生	4 チシマザサ群落 5 ナナカマド・ミネカエデ群落 6 ミヤマナラ群落
3 山地帯自然植生	7 ブナ・チシマザサ群落 (7a) ブナーヒメアオキ群落 (7b) ブナーマルバマンサク・ホツツジ群落 (7c) ブナーヤマソテツ群落 8 キタゴヨウ・クロベ群落 9 ヒメヤシャブシ・タニウツギ群落 <付 雪崩地草本群落> (1) ヤマヨモギ・クロバナヒキオコシ群落 (2) オオヒゲナガカリヤスモドキ群落 <付 サワグルミ・ジュウモンジシダ群落> <付 ヤマハンノキ群落> <付 テツカエデ・ミズキ群落> <付 ヤナギ群落>
4 山地帯代償植生	10 ブナ・ミズナラ群落
5 湿原植生	11 山地貧養湿原 (ワタミズゴケ優占型) 12 山地貧養湿原 (オオミズゴケ優占型)
6 植林	13 スギ植林 14 カラマツ植林
7 その他	15 自然裸地など

(3) 動物

当地域は、広大な面積に加えて標高差も大きく、地形も多様であることから生息する動物相も多様である。

- ア 哺乳類 特別天然記念物のニホンカモシカ、天然記念物のヤマネ、ヤマコウモリやホンドオコジョなど、7目14科30種の生息が記録されている。
- イ 鳥類 国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ、オオタカやハナブサなど、14目35科91種が生息している。
- ウ 爬虫類 標高の低いところに生息しているシマヘビやマムシなど、1目4科7種が記録されている。
- エ 両生類 地域における学術上の貴重種とされているトウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、ハコネサンショウウオやモリアオガエルなど、2目6科12種が生息している。
- オ 魚類 清流を生息域とするイワナやヤマメ、放流されたニジマスなど、4目6科11種が生息している。
- カ 昆虫 絶滅危惧種に指定されているオオチャイロハナムグリ、オオクワガタやギフチョウ、朝日連峰の特産種で学術上の貴重種とされているアサヒナガチビゴミムシ、ババナガチビゴミムシなど、9目73科236種が生息している。

5 森林生態系保護地域の管理・利用に関する事項

(1) 保存地区

ア 保存地区の森林については、次の場合を除き、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

(ア) モニタリング等

長期的変化の継続的観測・記録、生物遺伝資源の利用に係わる行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

(イ) 非常災害のための応急措置として行う行為

a 山火事の消火等

b 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

(ウ) 入林者に周知を図るための標識類の設置等

(エ) 既存の歩道等の整備

(オ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

イ 保存地区内における山菜、キノコ、落葉落枝等の採取は認めないものとする。

ウ 森林等への立入りについては、次のとおりとする。

(ア) 森林限界付近から高山帯及び湿原地帯においては、既設の歩道を利用することとする。

(イ) 森林内においては、植物の採取、樹木の損傷、焚き火等生態系に悪影響を及ぼす恐れのある行為は行わないこととする。

エ 今後の森林生態系保護地域における保護・管理の取扱いに役立てるため、一定期間厳正な保存を図る特別モニタリング区を設け、入林を規制し、森林生態系の推移の観察を行うこととする。この他、生物多様性の実態と動態を把握するため各種モニタリング調査を実施する。

オ 森林生態系保護地域内の保護・管理は、地元関係者等の協力の下で行われることが重要であり、森林官等による巡視のほか、登山者、供用林野組合、釣り人等の各団体が、マナーの向上について自主的に指導、ボランティア巡視等の協力を行うこととする。

(2) 保全利用地区

ア 保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすとともに、試験研究、森林の教育的利用、小規模な森林レクリエーションの場として利用できるものとする。

イ 大規模な開発を伴わない、森林レクリエーションのために必要な最低限の歩道、休憩所などの設置はできるものとする。

ウ 保全利用地区においては、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。

ただし、地区内に含まれる人工林については、育成複層林施業等針広混交林化を図るために必要な施業を行い、将来は天然林に導くこととする。

エ 保全利用地区においては、特別モニタリングの他、生物多様性の実態と動態を把握するため各種モニタリング調査を実施する。

オ 猛禽類の生息が見られる箇所については、繁殖活動に支障がないよう特に配慮することとする。

カ スノーモビルの乗り入れは自粛させるものとする。

6 その他の留意事項

(1) 森林生態系保護地域に外接する森林について

森林生態系保護地域に外接する森林については、森林生態系保護地域の急激な環境の変化をもたらすような施業は行わない等、慎重な取扱いを行うものとする。

(2) 普及啓発活動について

森林生態系保護地域設定の趣旨の徹底を図るため、保護地域の入口等に標識を設置するとともに、森林官等による巡視、リーフレットの配布等による普及啓発活動を行うこととする。

(3) 常設の管理委員会の設置について

定期的に森林生態系保護地域の管理状況、モニタリング調査及び随時発生する案件等について協議するため、有識者等からなる管理委員会を設け、よりよい取扱いに反映させるものとする。

(4) その他について

森林生態系保護地域の管理、利用等を適切に行うため、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努めることとする。

参 考 资 料

資料1

朝日岳周辺森林生態系保護地域（仮称）設定委員会設置要領

〔 平成14年2月5日制定
平成14年8月1日一部改正 〕

（名称）

第1条 委員会の名称は、朝日岳周辺森林生態系保護地域（仮称）設定委員会（以下「委員会」という。）とする。

（設置）

第2条 委員会は、東北森林管理局朝日山地森林生物遺伝資源保存林設定委員会を名称変更したもので、保護林の再編・拡充について（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達）保護林設定要領第3の4の（2）に基づく森林生態系保護地域設定委員会として設置されたものとする。

（審議事項）

第3条 委員会は、森林生態系保護地域設定にあたって、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行い、意見を述べるものとする。

- ア 森林生態系保護地域及びその保存地区並びに保全利用地区の位置及び区域
- イ 森林生態系保護地域において、保存を図るべき生物等に関する事項及び管理・利用に関する事項
- ウ その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。

（運営）

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- ア 委員会の開催は、森林管理局長が招集する。
- イ 委員会に座長を置く、座長は委員の互選による。
- ウ 座長は、委員会の議事を統括する。
- エ 委員会には、必要に応じて、専門的検討を行うための小委員会を設置することができるものとする。

（その他）

第6条

- ア 委員会の事務は、関東森林管理局計画課の協力を得ながら東北森林管理局計画課において処理する。
- イ この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。
- ウ 委員会の委員は、東北新管理局長が委嘱する。

別紙

朝日岳周辺森林生態系保護地域(仮称)設定委員会委員名簿

(敬称略 五十音順)

学識的見識を有する者	浅沼 晟吾	独立行政法人森林総合研究所東北支所長
	石澤 進	新津市文化振興財団植物文化アドバイザー 元新潟大学理学部教授
	梅田 敏光	独立行政法人林木育種センター東北育種場長
	大津 高	山形大学名誉教授
	菊地 賢治	山形県希少野生生物調査員
	斎藤 員郎	山形大学名誉教授
	○高橋 教夫	山形大学農学部教授
有識者	池田 弘子	東北緑化環境保全株式会社造園土木事業部課長
	塩野 寿伸	山形新聞社編集局長
	関口 修	出羽三山の自然を守る会
	竹内 希六	新潟日報社編集局次長
	西澤 信雄	朝日鉱泉、ナチュラリスト
	原 敬一	葉山の自然を守る会代表
	本間 隆平	新潟県野鳥愛護会会長
関係地方公共団体の長	片桐 信二	新潟県農林水産部林政課長
	金沢 正彦	山形県文化環境部環境保護課長
	佐藤 征勝	山形県東田川郡朝日村長
	鈴木源左衛門	新潟県岩船郡朝日村長
	清野 隆	山形県西村山郡朝日町長
オブザーバー	内山 淳	環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所長

(注) ○印は 座長

資料 2

設定委員会検討経過

- 第 1 回** 平成14年 3月 6日 山形市
- 1 森林生物遺伝資源保存林の趣旨説明
 - 2 朝日山地森林生物遺伝資源保存林設定の基本的な考え方
- 第 2 回** 平成14年 8月28日 朝日町
～ 29日
- 1 朝日岳周辺の現地検討会
 - 2 第 1 回委員会における主な意見及びその後の検討経緯について
 - 3 森林生態系保護地域として検討を進めることについて
- 第 3 回** 平成14年10月28日 山形市
- 1 第 2 回委員会における意見等に対する検討課題について
 - 2 参考人意見聴取
 - 3 設定(案)作成に当たっての基本的な考え方(案)
- 第 4 回** 平成14年12月 4日 山形市
- 1 第 3 回設定委員会における検討課題と対応策(案)について
 - 2 地帯区分及び面積設定(案)
 - 3 管理計画書(案)

朝日山地森林生態系保護地域管理委員会設置要領

平成15年4月24日制定

平成25年6月6日一部改正

〔名称〕

第1条 委員会の名称は、朝日山地森林生態系保護地域管理委員会（朝日山地森林生態系保護地域管理計画書第6の(3)に定める管理委員会をいう。以下「委員会」という。）とする。

〔目的及び設置〕

第2条 委員会においては、朝日山地森林生態系保護地域（以下「保護地域」という。）の管理状況及びモニタリング調査に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、その円滑な保安全管理を図ることを目的とする。

〔審議事項〕

第3条 委員会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 森林生態系の保護及び入林者のマナーに関する事項
- (2) 保護地域のボランティア巡視等に関する事項
- (3) 特別モニタリング区に関する事項
- (4) その他保護地域の管理に関する事項

〔構成〕

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 別紙の委員を持って構成する。
- (2) 委員は16名以内とし、任期は5年とする。再選は妨げない。

〔運営〕

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。
- (2) 委員会の開催は、森林管理局長が招集する。
- (3) 委員会に座長を置く、座長は委員の互選による。
- (4) 座長は、委員会の議事を統括する。

〔その他〕

第6条

- (1) 委員会の事務は、主に東北森林管理局技術普及課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。
- (3) 委員会の委員は、森林管理局長が委嘱する。

現 況 写 真



中岳から大朝日岳方向



寒江山から竜門山方向



西朝日岳から竜門、寒江山、以東岳方向



寒江山北側の非対象地形



大鳥屋峠から重蔵山方向



相模尾根の雪田と池塘



朝日俣沢一帯のブナ林、ダケカンバ林



泡滝ダム周辺のブナ林



上倉山の大クロベ



ミヤマナラ



ヒメサユリ



ミヤマウスユキソウ